

○大阪府附属機関条例（抄）

昭和二十七年十二月二十二日
大阪府条例第三十九号

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 （略）

別表第一（第二条関係）

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
（略）	（略）
大阪府感染症対策審議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第一項に規定する感染症の発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
（略）	（略）

○大阪府感染症対策審議会規則

平成二十八年三月三十日
大阪府規則第八十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府感染症対策審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 医療関係団体、医療施設等の代表者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 市町村長
- 五 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第三条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(令七規則三五・一部改正)

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

- 一 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第一項に規定する感染症をいう。）の新たな発生の状況及び動向への対応並びに新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）の発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項 感染症対策部会

二 結核の発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項 結核対策部会
三 エイズの発生の予防及びまん延の防止並びにこれらに係る医療機関の連携の推進のための総合的な施策に関する専門的な事項 エイズ対策及び医療連携推進部会

四 麻しん及び風しんの発生の予防並びにまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項 麻しん及び風しん対策部会

- 2 審議会は、前項各号に定める部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。
- 3 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 6 前条第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。
- 7 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(令七規則三五・一部改正)

(報酬)

第七条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(費用弁償)

第八条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 大阪府感染症発生動向審議会規則（平成二十四年大阪府規則第百九十九号）
- 二 大阪府結核対策審議会規則（平成二十四年大阪府規則第二百一号）
- 三 大阪府エイズ対策審議会規則（平成二十四年大阪府規則第二百二号）
- 四 大阪府麻しん対策審議会規則（平成二十四年大阪府規則第二百三号）
- 五 大阪府新型インフルエンザ等対策審議会規則（平成二十四年大阪府規則第二百四号）
- 六 大阪府動物由来感染症対策審議会規則（平成二十四年大阪府規則第二百五号）

附 則（令和七年規則第三五号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会 設置要綱

(設置目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等の趣旨を踏まえ、大阪府感染症対策審議会規則（平成28年大阪府規則第84号。以下「規則」という。）第6条第1項第3号の規定に基づき、大阪府におけるエイズの発生の予防及びまん延の防止並びにこれらに係る医療機関の連携の推進のための総合的な施策を推進するため、大阪府感染症対策審議会（以下「審議会」という。）エイズ対策及び医療連携推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 エイズの発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての意見
- 二 エイズ対策における医療を提供する体制の確保のための施策目標の設定及び施策の評価等に係る専門的な事項についての意見
- 三 前各号に掲げるもののほか、エイズ対策の円滑な推進を図るために必要な意見

(組織)

第3条 部会は、規則第6条第3項の規定に基づき、審議会の会長が指名する委員15名以内で組織する。

- 2 委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 3 規則第6条第4項の規定に基づき、部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会に、部会長が指名する副部会長1名を置く。
- 5 部会長は、部会を代表し、規則第6条第5項の規定に基づき、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、主宰する。

- 2 規則第6条第6項において準用する規則第5条第2項の規定に基づき、部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 規則第6条第6項において準用する規則第5条第3項の規定に基づき、部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 規則第6条第7項の規定に基づき、前項の規定による部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(エイズ医療委員会)

第5条 部会に、大阪府のエイズ対策における医療を提供する体制の確保のための施策目標の設定及び施策の評価等に係る専門の事項を協議させるため、エイズ医療委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、審議会の会長が指名する専門委員30名以内で組織する。なお、委員を専門委員に指名することを妨げない。
- 3 第3条第2項の規定は、専門委員の任期について準用する。ただし、委員を兼ねる専門委員の任期は、委員の任期によるものとする。
- 4 委員会に、委員長を置き、審議会の会長が指名する専門委員がこれに当たる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括するとともに、委員会における審議の状況及び結果を部会に報告する。
- 6 前条（第2項及び第4項を除く。）の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、同条の規定中「部会長」とあるのは「委員長」と、「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

(報酬)

第6条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、附属機関委員等の報酬の額によるものとする。

(費用弁償)

第7条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年12月21日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、施行後の最初の委員等の任期は、平成30年3月31日までとする。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、施行後の最初の部会の会議の招集については、審議会の会長が行うものとする。また、第5条第7項において準用する第4条第1項の規定にかかわらず、施行後の最初の委員会の会議の招集についても、審議会の会長が行うことができるものとする。